

◆◆◆変更届について◆◆◆

- 下記1（事後届出）の事項を変更したときは、30日以内に届け出てください。
 ■下記2（事前届出）の事項を変更しようとするときは、あらかじめ届け出てください。

■提出する書類

- ① 変更届書（医薬品医療機器等法施行規則 様式第六）
 ② 添付する書類（以下の該当する事項のとおりです。）
 ※提出部数：1部（写しを取って、控えを保管してください。）

1 変更後に届け出なければならない事項	2 あらかじめ届け出なければならない事項 (対象：薬局・店舗販売業)
<p>【共通（薬局・店舗販売業）】</p> <p>(1) 薬局開設者・店舗販売業者の氏名又は住所 (2) 薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 (薬局開設者・店舗販売業者が法人の場合のみ) (3) 構造設備の主要部分 (4) 通常の営業日及び営業時間 (5) 管理者、薬剤師又は登録販売者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数 (6) 併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類 (7) 販売・授与する医薬品の区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。） (8) 薬局・店舗・営業所等の住所表記 (行政による変更)</p> <p>【薬局】</p> <p>(9) 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類 (10) 無菌調剤室の共同利用の有無</p> <p>【高度管理医療機器等販売業・貸与業及び管理医療機器販売業・貸与業】</p> <p>(11) 許可・届出の別 (12) 営業所の名称</p> <p>【毒物劇物販売業】</p> <p>(13) 毒物劇物取扱責任者 (14) 毒物劇物販売業の販売形態（一般→オーダー） (15) 毒物劇物販売業の販売形態（オーダー→一般）</p>	<p>【共通（薬局・店舗販売業）】</p> <p>(1) 薬局・店舗の名称 (2) 相談時及び緊急時の郵便電話その他連絡先 (3) 特定販売の実施の有無</p> <p>▷特定販売の変更を行う場合</p> <p>(4) 特定販売を行う際に使用する通信手段 (5) 特定販売を行う医薬品の区分 (6) 特定販売を行う時間 (7) 営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合はその時間 (8) 特定販売を行うことについての広告に、許可を受けた名称と異なる名称を表示するときは、その名称 (9) 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス (10) 市長等が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その薬局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）</p> <p>▷新たに特定販売を行う場合 上記（4）～（10）の事項に加え、</p> <p>(11) 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページの構成の概要</p> <p>【薬局】</p> <p>(12) 薬剤師不在時間の有無</p> <p>(13) 健康サポート薬局である旨の表示の有無 (詳細は、「健康サポート薬局である旨を表示する場合の手続きについて」を参照してください。)</p>

【必要な添付書類一覧】

変更事項		必要な添付書類	薬局	店舗	毒劇
開設者氏名	個人	戸籍謄本（抄本）又は戸籍記載事項証明書	●	●	
	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	●	●	
開設者住所	個人	不要	●	●	
	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	●	●	
薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 （申請者が法人の場合のみ）		登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	●	●	
		当該役員の診断書（欠格条項に該当する場合のみ）	●	●	
構造設備の主要部分		平面図（店舗及びフロアー全体）	●	●	
通常の営業日および営業時間		勤務表	●	●	
管理者、 管理者以外の 薬剤師又は登 録販売者	管理者、管理者以外の薬剤師 又は登録販売者が変わった場 合	資格を証する書類	●	●	
		使用関係を証する書類	●	●	
		勤務表	●	●	
	氏名	変更事項を証する書類	●	●	
	住所（管理者のみ）	不要	●	●	
		週当たり勤務時間数	●	●	
放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類		不要	●		
併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類		不要	●	●	
販売・授与する医薬品の区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合除く。）		不要	●	●	
薬局・店舗・営業所の住所表記（行政による変更）		市町村が発行する住居表示変更証明書の原本	●	●	
相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先		不要	●	●	
無菌調剤室の共同利用の有無（薬局のみ）		契約書等	●		
薬局、店舗、営業所の名称		不要	●	●	
毒物劇物取扱責任者		毒物劇物取扱責任者変更届			●
		使用関係証書			●
		毒物劇物取扱責任者の診断書			●
		資格を証する書類			●
		毒物劇物取扱責任者の誓約書			●
毒物劇物販売 業の販売形態	一般→オーダー	登録票			●
	オーダー→一般	毒物劇物取扱責任者設置届			●
		使用関係証書			●
		毒物劇物取扱責任者の診断書			●
		毒物劇物取扱責任者の誓約書			●
		店舗の平面図			●
		貯蔵設備の概要図			●
登録票			●		
特定販売の実施の有無		不要	●	●	
特定販売にかかる事項		特定販売に関する書類（様式）	●	●	
薬剤師不在時間の有無		薬剤師不在時の対応のチェックリスト	●		
健康サポート薬局である旨の表示の有無（薬局のみ）		手順書 添付書類確認票 等	●		

■添付する書類等に関する説明

1 (1)

【変更事項】

◆開設者の氏名又は住所

【添付する書類】

変更事項		添付する書類
開設者氏名 * ¹	個人	戸籍謄本（抄本）又は戸籍記載事項証明書* ²
	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）* ³
開設者住所	個人	不要
	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）* ³

【注意事項】

* 1 開設者の氏名

◆婚姻や社名変更（同一法人での有限会社から株式会社への変更を含む）等により変更がある場合に届出してください。

◆相続、営業譲渡等に伴い別人、別法人に変わる場合は、新規申請になります。

◆許可証書換え交付申請を行う場合は、変更届は不要です。

* 2 戸籍謄本（抄本）又は戸籍記載事項証明書

◆発行後 6 ヶ月以内のものを添付してください。

* 3 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

◆発行後 6 ヶ月以内のものを添付してください。

◆閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付してください。

1 (2)

【変更事項】

◆薬事に関する業務に責任を有する役員（開設者が法人の場合のみ）の氏名

【添付する書類】

◆登記事項証明書（履歴事項全部証明書）*¹

◆新しく追加した役員（診断書）*²

【注意事項】

▷薬事に関する業務に責任を有する役員に変更があった場合のみ、変更届の提出が必要です。

▷代表取締役（代表執行役）は全ての業務の決定権があるため、全員が薬事に関する業務に責任を有する役員となります。

* 1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

◆発行後 6 ヶ月以内のものを添付してください。

◆閉鎖謄本等を含む変更内容の前後を確認できるものを添付してください。

* 2 診断書

◆発行後 3 ヶ月以内のものを添付してください。

◆精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある場合のみ提出が必要です。

* 3 備考

◆変更後の役員が法第 5 条第 3 号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」（複数名の変更の際は「全員なし」と記載してください。

1 (3)

【変更事項】

◆構造設備の主要部分

【添付する書類】

- ◆平面図（店舗及びフロア一全体）

【注意事項】

- ◆許可範囲にある構造設備の主要部分に変更があった場合、届出を行ってください。
- ◆ビル等の同一フロアに複数の店舗がある場合は、当該フロア全体の配置がわかる平面図を添付してください。

1（4）

【変更事項】

- ◆通常の営業日及び営業時間

【添付する書類】

- ◆勤務表

【注意事項】

- ◆店舗の営業時間、一般用医薬品等の販売時間に変更があった場合、提出してください。

1（5）

【変更事項】

- ◆管理者、その他の薬剤師又は登録販売者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数*1

【添付する書類】

変更事項		添付する書類
管理者、 管理者以外の薬剤師 又は登録販売者	管理者が変わった場合 (変更前後で管理者が異なる場合)	資格を証する書類*2
	管理者以外の薬剤師又は登録販売者 が変わった場合	使用関係を証する書類*3
	氏名	勤務表*4
	住所（管理者のみ）	変更事項を証する書類*5
	週当たり勤務時間数	不要
		勤務表*4

【注意事項】

- *1 勤務時間数について

①通常の勤務体制に変更があった場合

②シフト勤務等により週当たり勤務時間数の変動がある場合で、週当たりの平均勤務時間数に変更があった場合

上記①②の場合は、変更届を提出してください。一時的な休暇やそれに伴う補充の場合は、変更届を提出する必要はありません。

- *2 資格を証する書類（原本は窓口で確認後、返却します）

◆薬剤師の場合：薬剤師免許証の原本とコピー

◆登録販売者の場合：販売従事登録証の原本とコピー

管理者については、以下の書類を併せて提出してください。

管理者	要件	提出書類
薬剤師	—	—
登録販売者	第二類、第三類医薬品のみ扱う場合（右のいずれかの）	ア) 過去5年のうち通算2年以上の業務（実務）従事経験がある
		業務（実務）従事証明書の写し及び原本（注3）

売 者	要件に該当) (注1)	イ) 過去5年のうち通算1年以上の業務(実務)従事経験及び研修(追加的な研修を含む)の受講経験がある(注2)	業務(実務)従事確認書の写し及び原本 (注4)
		ウ) 通算1年以上の業務(実務)従事経験及び店舗管理者等としての業務経験がある。	
		エ) 通算5年以上の業務(実務)従事経験及び研修(追加的な研修を含む)の受講実績がある(注2)	
	要指導医薬品又は第一類医薬品を扱う場合	過去5年のうち、通算3年以上の業務従事経験	① 業務(実務)従事証明書の写し及び原本(注3) ② 医薬品医療機器等法施行規則第140条第2項(平成26年2月10日厚労省令第8号附則第6条第2項を含む。)に該当することが確認できるもの。
	高度管理医療機器等や特定管理医療機器を販売する場合	医療機器基礎講習会受講者等(注5)	① 「医療機器基礎講習」修了証等の写し及び原本

(注1) 詳細は、「登録販売者制度の取扱い等について」(令和5年3月31日薬生発第0331第16号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)を確認ください。

(注2) 「追加的な研修」法令遵守及び店舗又は区域の管理に関する研修。

(注3) 登録販売者として業務に従事したことを証明する場合は「業務従事証明書」を、一般従事者として実務に従事したことを証明する場合は「実務従事証明書」を提出してください。

(注4) 登録販売者として業務に従事したことを証明する場合は「業務従事確認書」を、一般従事者として実務に従事したことを証明する場合は「実務従事確認書」を提出してください。

(注5) 詳細は、以下をご確認ください。

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomil2/jyuujiushoumeisho.html>

◆高度管理医療機器等や特定管理医療機器を販売する店舗販売業者において、登録販売者が店舗管理者となる場合:医療機器の販売管理者の資格を証する書類(「医療機器基礎講習」修了証等)。(併せて氏名も届け出てください。)

※登録販売者は、高度管理医療機器等や管理医療機器販売業・貸与業の管理者となる資格がありません。店舗販売業の店舗管理者が登録販売者の場合は、当該店舗で高度管理医療機器等や特定管理医療機器(電子血圧計、低周波治療器、補聴器等)を販売等することはできません。それらを取扱う場合は、資格(医療機器基礎講習受講者、化学等の大学・高校を卒業、薬剤師、薬種商等)のある別の者を医療機器の管理者として設置するか、店舗管理者が医療機器基礎講習を受講してください。また、その際は、医療機器基礎講習を受講した旨記載し、資格を証する書類(基礎講習会修了証、卒業証明書等)を提出してください。

*3 使用関係を証する書類

◆開設者(法人の場合は取締役(執行役))が管理薬剤師を兼務する場合は、誓約書を提出してください。

◆管理者及びその他の薬剤師又は登録販売者を雇用する場合は、雇用契約書の写し又は使用関係証書を提出してください。

* 4 勤務表

◆勤務表は、薬剤師又は登録販売者が1名の場合であっても提出が必要です。

* 5 変更事項を証する書類（原本は窓口で確認後、返却しますので、写しを一部ご用意ください。）

◆薬剤師等の氏名が変更した場合に提出してください。

◆薬剤師免許証書換え交付申請中であることを証する書類や戸籍謄本（抄本）又は戸籍記載事項証明書を提示してください。

◆戸籍謄本（抄本）又は戸籍記載事項証明書の場合は、発行後6ヶ月以内のものがが必要です。

1 (6)

【変更事項】

◆併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類

【添付する書類】

不要

1 (7)

【変更事項】

◆販売・授与する医薬品の区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）

【添付する書類】

不要

【注意事項】

◆医薬品の区分：薬局医薬品／薬局製造販売医薬品／要指導医薬品／第一類医薬品／
指定第二类医薬品／第二类医薬品／第三類医薬品

1 (8)

【変更事項】

◆薬局・店舗等の住所表記（行政による変更）

【添付する書類】

◆市町村が発行する住居表示変更証明書の原本

【注意事項】

◆許可証書換え交付申請を行う場合は、変更届は不要です。（書換え交付申請の手数料は無料です。）

1 (9)

【変更事項】

◆放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類

【添付する書類】

◆放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類

1 (10)

【変更事項】

◆無菌調剤室の共同利用の有無

【添付する書類】

◆契約書の原本とコピー（原本は窓口で確認後、返却します。）

※契約書等に記載されている下記事項を窓口で確認後、返却します。

①指針に関すること

②薬剤師に対する研修の実施その他必要な措置に関すること

③無菌調剤室を利用した無菌製剤処理に係る事故発生時の報告体制に関すること

【注意事項】

◆変更内容欄に無菌調剤室提供薬局の許可番号、名称、所在地を記入してください。

◆詳細は「無菌調剤室の共同利用について」をご参照ください。

1 (13)

【変更事項】

◆毒物劇物取扱責任者

【添付する書類】

- ◆毒物劇物取扱責任者変更届*¹
- ◆使用関係証書*²
- ◆毒物劇物取扱責任者の診断書*³
- ◆資格を証する書類*⁴
- ◆毒物劇物取扱責任者の誓約書*⁵

【注意事項】

- * 1 毒物劇物取扱者変更届
 - ◆毒物劇物取扱い責任者が管理者と兼務する場合には省略することができます。
- * 2 使用関係を証する書類
 - ◆申請者（法人の場合は取締役（執行役））が管理者を兼務する場合は、誓約書を提出してください。
 - ◆管理者を雇用する場合は、雇用契約書の写し又は使用関係証明書を提出してください。
- * 3 毒物劇物取扱責任者の診断書
 - ◆発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- * 4 資格を証する書類
 - ◆薬剤師の場合：薬剤師免許証原本とコピー（原本は窓口で確認後、返却します）
 - ◆毒物劇物取扱者試験合格者の場合：合格証原本とコピー（原本は窓口で確認後、返却します）
 - ◆上記以外：卒業（単位取得）証明書原本等
- * 5 毒物劇物取扱責任者の誓約書
 - ◆欠格条項に関する誓約書です。
 - ◆毒物劇物取扱責任者変更届を省略する場合は誓約書を添付してください。

1 (14)

【変更事項】

◆毒物劇物販売業の販売形態（一般→オーダー）

【添付する書類】

- ◆登録票

1 (15)

【変更事項】

◆毒物劇物販売業の販売形態（オーダー→一般）

【添付する書類】

- ◆登録票
- ◆毒物劇物取扱責任者設置届*¹
- ◆使用関係を証する書類*²
- ◆毒物劇物取扱責任者の診断書*³
- ◆資格を証する書類*⁴
- ◆毒物劇物取扱責任者の誓約書*⁵
- ◆店舗の平面図
- ◆貯蔵設備の概要図

【注意事項】

- * 1 毒物劇物取扱責任者設置届
 - ◆オーダー販売の場合、毒物劇物取扱責任者の設置は不要ですが、一般販売の場合、責任者を設置

する必要があります。

*** 2 使用関係を証する書類**

- ◆申請者（法人の場合は取締役（執行役））が管理者を兼務する場合は、誓約書を提出してください。
- ◆管理者を雇用する場合は、雇用契約書の写し又は使用関係証明書を提出してください。

*** 3 毒物劇物取扱責任者の診断書**

- ◆発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

*** 4 資格を証する書類**

- ◆薬剤師の場合：薬剤師免許証原本とコピー（原本は窓口で確認後、返却します）
- ◆毒物劇物取扱責任者試験合格者の場合：合格証原本とコピー（原本は窓口で確認後、返却します）
- ◆上記以外：卒業証明書（場合によっては単位取得証明書）原本等

*** 5 毒物劇物取扱責任者の誓約書**

- ◆欠格条項に関する誓約書です。
- ◆毒物劇物取扱責任者変更届を省略する場合は誓約書を添付してください。

2 (1)

【変更事項】

- ◆薬局・店舗の名称

【添付する書類】

不要

【注意事項】

- ◆薬局・店舗販売業の店舗の名称を変更するときは、あらかじめ（変更前に）変更届を提出し、変更後に書換え交付申請を行ってください。

2 (2)

【変更事項】

- ◆相談時及び緊急時の携帯電話その他連絡先

【添付する書類】

不要

2 (3)

【変更事項】

- ◆特定販売の実施の有無

【添付する書類】

不要

2 (4) ～ (10)

【変更事項】

- ◆特定販売にかかる事項

【添付する書類】

- ◆特定販売に関する書類（様式）

【注意事項】

- ◆所定の様式を用いて作成してください。

2 (11)

【変更事項】

- ◆薬剤師不在時間の有無

【添付する書類】

◆薬剤師不在時の対応についてのチェックリスト

【注意事項】

- ◆新たな閉鎖設備を設ける場合は構造設備の変更届も必要です。
- ◆作成した手順書を申請窓口で提示してください。

■添付資料の省略

(1) 添付資料を省略できる範囲

医薬品医療機器等法の規定による申請等の際に、申請書又は届出（以下「申請書等」という。）に添付すべき書類に関して、当該申請等以前に同一内容の書類が本市に提出されている場合は、その旨を申請書等の備考欄に記載することによって、当該申請等の際に同一書類の添付を省略することができます。

(2) 添付資料を省略できない範囲

- ・許可（登録）更新切れにより、新たに許可（登録）申請する場合。
- ・他府県又は他市からの移転により、許可（登録）申請する場合。
- ・当該書類を添付した申請等に係る許可（登録）店舗等を廃止してから 30 日を超えて申請する場合。

(3) 省略できる添付書類と条件

- ・登記事項証明書

※提出後に変更があった場合は、省略できません。

- ・薬剤師免許証及び販売従事登録証の原本提示

※大阪府に提示していても本市に提示していない場合は、省略できません。

- ・使用関係を称する書類

※店舗管理者については省略できません。

医薬品医療機器等法施行規則様式

第六及び毒劇法別記第9号様式

変更届(書) <記載例>

業務の種類	薬局、 <u>医薬品販売業</u> 許可番号 第 00000 号・令和〇年 〇月 〇日		
許可番号(登録)及び年月日	薬局製剤製造業・製造販売業	許可番号 第	号・ 年 月 日
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	許可番号 第	号・ 年 月 日
	<u>毒物劇物一般販売業</u>	登録番号 第	D00000 号・令和〇年 〇月 〇日
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、営業所、店舗又は事業所	フリカ`ナ 名称	〇〇〇 〇〇〇薬店	(電話 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
	所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇-〇	
変更内容	事項	変更前	変更後
	責任役員	豊中太郎	豊中太郎、 豊中次郎
変更内容	管理者 (毒物劇物取扱責任者)	桜塚一郎 豊中市本町・・・	桜塚二郎 豊中市中桜塚・・・
	変更年月日	令和 〇〇 年 〇 月 〇〇 日	
備考	【添付書類の省略】 <u>履歴事項全部証明書</u> (登記簿謄本) ・ 管理者の資格を証明する書類 ・ その他 () (許可番号: A00000 、提出年月日: 令和〇〇年 〇月 〇日)		
	【法人の役員変更】 医薬品医療機器等法第5条第3号イ)～ト): 全員該当しない		
	【管理者の変更】 管理者の前職歴: 〇〇薬店 令和〇年〇月末退職		
	【毒物劇物取扱責任者の変更】 毒物及び劇物取締法第8条第2項第4項: 該当しない		
	【その他の兼営事業】		

上記により、変更の届出をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

豊中市長 殿

連絡先:
担当者名:

記載の留意点

① 業務の種別、許可番号・登録番号及び年月日

- 変更の届出を行う業態を○で囲んでください。
- 店舗販売業の場合は、医薬品販売業を○で囲んでください。
- 許可番号・登録番号及び年月日を記載してください。
- 許可・登録年月日は、許可証・登録証（以下、「許可証等」という。）の有効期間の始期年月日を記載してください。

② 名称、所在地

- 許可証等に記載されている薬局等の名称、所在地を記載してください。
- 名称を変更した場合は、新しい名称を記載してください。
- 住居表示に関する法律に基づき市町村名、地名番地等に表示変更が生じた場合は、新しい所在地を記載してください。

③ 変更内容

- 下記を参考に記載してください。

<管理者を変更した場合>

	事項	変更前	変更後
内 変 容 更	管理者	氏名 ○○○○	氏名×××× 住所○○市・・・・ 薬剤師登録番号 薬剤師登録年月日

<その他の登録販売者を変更した場合>

	事項	変更前	変更後
内 変 容 更	その他の登録販売者	氏名○○○○ 氏名×××× 氏名△△△△（退職）	氏名○○○○ 氏名×××× 氏名◆◆◆◆（採用） 販売従事登録番号 販売従事登録年月日

※ 薬剤師又は登録販売者が複数従事している場合は、変更者のみ記載するのではなく、変更していない者の氏名も変更前・変更後に記載してください。

<薬事に関する業務に責任を有する役員を追加・変更した場合>

	事項	変更前	変更後
内 変 容 更	薬事に関する業務に責任を有する役員	代表取締役○○○○（退任） 取締役 △△△△	代表取締役◆◆◆◆（就任） 取締役 ◎◎◎◎（就任） 取締役 △△△△

※ 薬事に関する業務に責任を有する役員が複数いる場合は、変更した役員のみを記載するのではなく、変更していない役員も変更前・変更後に記載してください。

<管理者の週当たりの勤務時間数を変更した場合>

	事項	変更前	変更後
内 変 容 更	管理者の週当たり勤務時間数	氏名○○○○ 35時間	氏名○○○○ 40時間

※ 変更後の勤務表を添付してください。

<通常の営業日および営業時間を変更した場合>

変更	事項	変更前	変更後

内容	通常の営業日および営業時間	令和○年○月○日許可に添付した勤務表のとおり	別紙勤務表のとおり
----	---------------	------------------------	-----------

<構造設備を変更した場合>

変更	事項	変更前	変更後
内容	構造設備	令和○年○月○日許可に添付した平面図のとおり	別紙平面図のとおり

<特定管理医療機器の取扱いがある店舗販売業で、店舗管理者を「薬剤師」から「登録販売者（試験合格者）」に変更した場合>

	事項	変更前	変更後
変更内容	店舗管理者	氏名○○○○	氏名×××× 住所○○市・・・・ 販売従事登録番号 販売従事登録年月日
	医療機器営業管理者	氏名○○○○	氏名△△△△ 住所○○市・・・・ 医療機器基礎講習会修了

※ 資格を証する書類（基礎講習会修了証、卒業証明書等）を提出してください。

④ 変更年月日

- 変更が生じた年月日を記載してください。
- 役員の変更等の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の登記日ではなく、変更日を記載してください。

⑤ 備考欄

- 申請に関する担当者の連絡先電話番号及び担当者を記載してください。
- 【添付書類の省略】省略する添付書類を○で囲んでください。
また、該当書類を添付した薬局等の許可番号及び提出年月日を記載してください。
- 【法人の役員変更】（薬局・医薬品販売業等の法人の役員変更の場合）
医薬品医療機器等法第5条第3号イ～トのいずれかに該当する事実がないときは、「医薬品医療機器等法第5条第3号イ～ト」に「該当しない」（法人の場合で、役員が複数いる場合は「医薬品医療機器等法第5条第3号イ～ト」に「全員該当しない」と記載してください。
- 【管理者の変更】管理者を変更した場合には、新しい管理者の直近の前職を記載してください。
- 【毒物劇物取扱責任者の変更】毒物劇物取扱責任者を変更する場合、毒物及び劇物取締法第8条第2項第4項に該当するものは、取扱責任者になることができません。取扱責任者になるものは「毒物及び劇物取締法第8条第2項第4項」に「該当しない」と記載してください。
- 【その他の兼営事業】変更を行う業態以外で兼営事業があれば記載してください。

⑥ 届出年月日

- 変更届書の提出日を記載してください。

⑦ 申請者の住所、氏名

- 個人の場合は現住所、法人の場合には登記された本社の所在地を記載してください。
- 個人の場合は個人名を記載し、法人の場合には登記された商号及び代表者名を記載してください。